

**「届出医療の活用と留意点」2008～2009 年度版 正誤と追補表**  
(2010年1月6日現在)

No. 1

頁	訂正箇所	誤	正																												
6	上から10行目	平成18年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について	平成20年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について																												
8	上から27～30行目	また、特殊疾患病棟入院料～こととなりました。	全文削除（上から22～26行目までと内容がダブルため）																												
36	入院基本料加算のA240 後期高齢者総合評価加算	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>診療所</td> </tr> <tr> <td align="center">○</td> <td align="center">×</td> </tr> </table>	病院	診療所	○	×	<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>診療所</td> </tr> <tr> <td align="center">○</td> <td align="center">○</td> </tr> </table>	病院	診療所	○	○																				
病院	診療所																														
○	×																														
病院	診療所																														
○	○																														
183	表中、「リハビリテーション料(I)・スタッフ」の「呼吸器リハビリテーション」欄	リハビリ経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む常勤理学療法士が合わせて2名以上	リハビリ経験を有する専従の常勤理学療法士1名を含む常勤理学療法士 <b>又は作業療法士</b> が合わせて2名以上																												
200	「早期リハビリテーション加算」欄、下から1～3行	<input type="checkbox"/> 訓練室以外の病棟等（屋外も含む）で訓練を実施している。 <input type="checkbox"/> 実用歩行訓練・日常生活活動訓練として実施している（病棟訓練室及び廊下等で行った平行棒内歩行、基本的動作訓練としての歩行訓練、座位保持訓練等は対象外）。	(削除)																												
208	「早期リハビリテーション加算」欄、上から2～4行	(同上)	(削除)																												
216	「早期リハビリテーション加算」欄、上から2～4行	(同上)	(削除)																												
221	「早期リハビリテーション加算」欄、上から2～4行	(同上)	(削除)																												
255	下から6行目	※上記①の看護要員については、	※上記②の看護要員については、																												
345	下から11行目	①医療区分1の患者 <b>以外の患者</b> の割合については以下の方法で算出する。	①医療区分1の患者の割合については以下の方法で算出する。																												
351	上から14行目(下線部変更)	基本的に下記に掲げる他は、上記①～⑦を準用する。	基本的に下記に掲げる他は、上記①～⑥を準用する。																												
351	下から14行目(下線部追加)	ア 特定入院料（小児入院医療管理料3、亜急性期入院医療管理料1又は2、特殊疾患入院医療管理料）	ア 特定入院料（小児入院医療管理料3、亜急性期入院医療管理料1又は2、特殊疾患入院医療管理料 <b>を除く</b> ）																												
417	中段の表「医療区分」欄	<table border="1"> <tr> <td>医療区分1</td> <td>医療区分2</td> <td>医療区分3</td> </tr> </table>	医療区分1	医療区分2	医療区分3	<table border="1"> <tr> <td>医療区分3</td> <td>医療区分2</td> <td>医療区分1</td> </tr> </table>	医療区分3	医療区分2	医療区分1																						
医療区分1	医療区分2	医療区分3																													
医療区分3	医療区分2	医療区分1																													
424	上段表中「算定点数・1年以内」の「15:1～20:1入院基本料」欄	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>15:1入院基本料</td> <td align="center"><b>822</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>810</b></td> </tr> <tr> <td>18:1入院基本料</td> <td align="center"><b>734</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>722</b></td> </tr> <tr> <td>20:1入院基本料</td> <td align="center"><b>680</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>668</b></td> </tr> </table>		1年以内	15:1入院基本料	<b>822</b>		<b>810</b>	18:1入院基本料	<b>734</b>		<b>722</b>	20:1入院基本料	<b>680</b>		<b>668</b>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td>15:1入院基本料</td> <td align="center"><b>817</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>805</b></td> </tr> <tr> <td>18:1入院基本料</td> <td align="center"><b>729</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>717</b></td> </tr> <tr> <td>20:1入院基本料</td> <td align="center"><b>675</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center"><b>663</b></td> </tr> </table>		1年以内	15:1入院基本料	<b>817</b>		<b>805</b>	18:1入院基本料	<b>729</b>		<b>717</b>	20:1入院基本料	<b>675</b>		<b>663</b>
	1年以内																														
15:1入院基本料	<b>822</b>																														
	<b>810</b>																														
18:1入院基本料	<b>734</b>																														
	<b>722</b>																														
20:1入院基本料	<b>680</b>																														
	<b>668</b>																														
	1年以内																														
15:1入院基本料	<b>817</b>																														
	<b>805</b>																														
18:1入院基本料	<b>729</b>																														
	<b>717</b>																														
20:1入院基本料	<b>675</b>																														
	<b>663</b>																														
438	下から8行目を削除	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 実績期間は、4週間又は1ヵ月ある。(年月日～年月日)	(削除)																												

頁	訂正箇所	誤	正
451	上から8行目、9行目 (項目を削除)	<input type="checkbox"/> 夜間に医師を配置している、または近隣の医療機関が連携して入院患者の急変に備えて夜間の緊急診療体制を確保している。	(削除)
562	届出チェック表の施設基準欄	2009年1月1日より右を追加する。ただし、2008年12月31日において当該施設基準が受理されている医療機関は2009年3月31日までに限り、右に該当するものとみなす。 (H20.11.28 厚生労働省告示第530号による追加)	<input type="checkbox"/> (財) 日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している。
565	届出チェック表の施設基準欄	2009年1月1日より、右を追加する。ただし、2008年12月31日において当該施設基準が受理されている医療機関は2009年3月31日までに限り、右に該当するものとみなす。 (H20.11.28 厚生労働省告示第530号による追加)	<input type="checkbox"/> (財) 日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している。
628	実績期間・届出書類欄の最下段	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 入院基本料の届出書の写し	<input type="checkbox"/> 入院基本料の届出書の写し
650	表中、網掛け部分	<b>亜急性期入院医療管理料に含まれるもの</b>	<b>別に算定できるもの</b>
654	表中、「施設基準」欄	施設基準 <input type="checkbox"/>	施設基準 <input type="checkbox"/>
690	表中「施設基準」欄	施設基準 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 術後の患者の回復… 許可病床の必要は…	施設基準 <input type="checkbox"/> 術後の患者の回復… 許可病床の必要は…
742	上から2行目	<b>オ 死後の処置に係る費用 等</b>	(削除)
764	表2の最下段を表3の最下段に移動 (H20.10.31 保医発第1031003通知による変更)	<b>表2</b> … 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6 (歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。) に掲げる手術	<b>表3</b> … 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6 (歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。) に掲げる手術
821	上から1行目	(E) 平成 <u>18</u> 年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について	(E) 平成 <u>20</u> 年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について
821	上から3行目	以下に「平成 <u>18</u> 年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」と「平成 <u>16</u> 年度の立入検査結果」の抜粋を掲載するので、参考にされたい。	以下に「平成 <u>20</u> 年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」と「平成 <u>18</u> 年度の立入検査結果」の抜粋を掲載するので、参考にされたい。

最新の正誤表については、保団連のホームページ(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)にて紹介していきますので、ご確認下さい。